

農林水産大臣 森山 裕 殿

要 請 書

平成 28 年 2 月 19 日

諫早湾干拓地排水門開放差止弁護団
弁護士 山下俊夫 ほか 17 名

当弁護団は、国に対し、下記のとおり要請を行う。

第 1 要請の趣旨

国は、長崎地方裁判所平成 23 年(ワ)第 275 号等諫早湾干拓地潮受堤防北部及び南部各排水門開放差止請求事件（以下「本件事件」という。）において、平成 28 年 1 月 18 日、長崎地方裁判所が、国に対し、開門によることなく有明海全体の漁業環境を改善する措置を検討・実行すべきであるとの和解勧告（以下「本件和解勧告」という。）を行ったことを重く受け止め、開門を求める漁業者らが十分に納得しうるような開門に代わる漁業環境改善のための具体的な措置を早急に検討・提案することを強く要請する。

第 2 要請の理由

1 長崎地方裁判所は、平成 27 年 11 月 10 日、長崎地方裁判所平成 25 年(モ)第 1040 号保全異議申立事件において、本件各排水門の開放を全面的に禁止する仮処分決定を認可するという決定を下した。

その後、平成 28 年 1 月 18 日、同裁判所は、本件和解勧告を行い、その中で、開門によることなく本件紛争を解決するのが相当であり、「国は、開門に代わる漁業環境改善のための措置を検討・実行すべきである。」とした上で、「この措置は、これまでの取組みに加え、開門に代替するものとして相応の規模をもって、かつ、確実に実施されるものでなければならない。」とした。

2 本件和解勧告は、本件事件並びに本件各排水門の開放を巡る一連の紛争の中で、しかも開門確定判決があるにもかかわらず、裁判所として初めて、開門によることなく有明海全体の漁業環境を改善する方策を検討し、本件の解決及び有明海の再生に必要な方策を協議して本件紛争を全体的に解決すべきであるとした点で、極めて重大な歴史的意義を有するものである。当弁護団としては、別紙1記載の理由から、国は、本和解勧告を重く受け止め、これを受け入れるべきであると考ええる。

そして、本件和解勧告の主眼は、国に主体的な立場で、「開門に代わる有明海全体の漁業環境を改善する方策」を提示させる点にあることは自明である。

特に、本件和解勧告が、「本件和解は、開門に関連する訴訟を含めた全体的な解決を図るべきものであることからすれば、開門に代わる措置を実施する場合、前訴判決についての不執行の合意が不可欠であり、被告国は、この点についての特段の配慮を要」することとしていることから明らかな通り、国の提示すべき有明海全体の漁業環境の改善策は、開門を求める漁業者らが十分に納得しうるものでなければならない。

当弁護団としても、本件和解勧告の趣旨を十全のものとするため、最大限の努力を行い、このためには、国に対する協力を惜しまないつもりである。

3 そこで、当弁護団は、「要請の趣旨」記載のとおり、国に対し、開門を求める漁業者らが十分に納得しうるような開門に代わる漁業環境改善のための具体的な措置を早急に検討・提案することを強く要請する。

なお、当弁護団は、地元の漁業者等の意見を踏まえ、検討にあたっての基本的な考えを別紙2のとおり取りまとめたので、これを真摯に検討し、和解協議における提案に臨んでいただきたい。

以 上

(別紙1)

本件和解勧告を受け入れるべき理由

①開門の意義・効果が存しないことは明らかであり、開門によることのない解決が妥当であること

本件和解勧告は、開門は諫早湾を締め切り前の現状に復するものではなく、漁業環境にもたらす影響について見解が分かるとされているところ、開門の効果については、本件事件において原告らが主張してきたとおり、開門したとしても、有明海の漁場環境の改善効果はなく、また開門調査の意義は存しないものである。このことは、平成22年の福岡高裁開門確定判決以降に下された4つの裁判では、すべて開門を認めず、うち開門の効果が争点になった開放差止仮処分事件とその異議審では、いずれも開門による効果は期待されないとする判断がなされており、国が実施した環境アセスにおいて開門による影響は概ね諫早湾内にとどまり有明海には及ばないとする結果がでていることから明らかである。

したがって、本件和解勧告が、開門によることなく本件紛争を全体的に解決すべきとした点は極めて妥当である。

②開門に代わる漁業環境改善措置こそが農業者と漁業者の共存のための手段であること

上記①を前提とし、さらに、環境アセスなどによると、開門すれば深刻な影響・被害が生じることが明らかになっていることからすれば、本件和解勧告のいう開門に代わる漁業環境改善措置の実施こそが有明海再生へつながる策であることは自明である。そして、これはまさに、開門を求める漁業者らが主張している農業と漁業の共存共栄の趣旨にも合致するものである。

③開門を求める漁業者らの中にも本件和解勧告に賛同する者がいることが想定されること

本件和解勧告が「本件において開門の差止めを認容する判決が言い渡され、これが確定すれば、前訴判決に基づく強制執行が許されなくなる蓋然性は低くない」としていること、国は、請求異議訴訟において勝訴し、間接強制決定が取り消された場合、すでに開門原告に支払った間接強制金の返還請求もありうる旨言及していること、開門を求める漁業者らも高齢化が進んでいること等からすると、本件紛争の早期解決のため、開門を求める漁業者らの中にも裁判所の和解勧告に従うべきであると考えられる者もいるのではないかとということが当然に想定される。

この点について、当弁護団は、開門派弁護団の独自のイデオロギーによることなく、開門を求める漁業者ら一人一人と開門派弁護団が真摯かつ丁寧に話し合うことが必要であることを訴えているところである。

④本件紛争解決のための和解は開門するかしないかの二者択一にならざるを得ないこと

開門派弁護団は「開門請求権を放棄させ、一方的な譲歩を求める」勧告で「和解の名に値するものとは言えない」との声明を表明しているが、そもそも本件紛争を解決するためには、開門するかしないかのいずれかの前提に立たなければならない。したがって、和解をするにしても、開門するかしないかという点においては、一方当事者の勝訴的和解になることは避けられないものである。長崎地裁は、この点を十分に検討した上で、開門しない前提で開門に代わる漁業環境改善のための措置を検討・実行すべきとしたものである。

⑤開門差止めを求める原告らにも譲歩しなければならない点があること

本件和解勧告は、国が開門を求める漁業者に対して、既に支払われた間接強制金に加えて相応の解決金を支払うべきものであるとしている。この「解決金」について、長崎地裁は、開門を求める漁業者らが長期間の訴訟対応に伴う費用を填補する趣旨であると説明している。しかしながら、仮に本件和解勧告どおりに和解した場合、開門差止めを求める原告らに対しては金員は一切付与されないことになる。

平成14年に国が短期開門調査を実施しようとした際、地元は、防災、営農、漁業への影響の観点から、調査に強く反対したが、国の事情を受け入れざるを得ず、結果として、短期開門調査は実施され、漁業等に影響・被害を及ぼした。このことから、開門差止め原告らは、平成22年の福岡高裁確定判決以降、開門に対する不安を抱えており、地域の安心・安全、自らの生活を守るため、裁判を行い、何度も国や行政機関に対して要請活動を行うなど、自ら多額の費用と労力をかけてきたのである。本来、この費用等については国に補償を求めべきところであり、開門を求めるものに対してのみ多額の金員が支払われるのは極めて不公平であるが、本件和解勧告を受け入れる場合、この点で、開門差止め原告らも大きな譲歩をすることになるのである。

また、本件和解勧告の方針で和解を行う場合、開門差止め原告らは、本件に関する訴訟を全て取り下げることになる可能性がある。そうすると、開門差止め仮処分決定に基づき間接強制を執行する権利をも放棄することになることから、この点も大きな譲歩になる。

このように、本件和解勧告による紛争解決は、開門を求める漁業者らだけに譲歩を求めたものではなく、相互の互譲によって成立するものであり、公平性は担保されていることを十分に理解いただく必要がある。

開門に代わる措置(有明海再生)にかかる提案

1. 計画づくりと体制づくり

(1) 計画づくり

漁業者が十分納得できるよう、どのことをどの程度いつまでにするのかなど、改善の具体的な項目と目標、時期、そのための対策や手法を明確に示すべきであり、これまでの取組、成果、課題を踏まえ、漁業者の意見を十分取り入れ、漁業者が将来にわたり安心して漁業活動を行える内容であり、確実かつ効果的に実行できる計画づくりをまず行うべき。

また、その計画（措置）の作成にあたっては、漁業者が効果を実感できる十分な規模にすることが必要。

(2) 体制づくり

漁業者の生産増や経営安定に着実かつ早期に結び付けるため、これまでの実証の成果等を踏まえ早期に事業化していくことが重要であることから、対策毎に事業化に向けた効果的な手法等について、漁業者等関係者のほか、関係分野の専門家（研究者、民間技術者）を含め総合的に検討し、かつ事業推進にあたって助言等を行う体制（仕組み含む）をつくる

2. 財源措置

漁業環境改善の実現のためには一定以上の期間を要するが、その間必要な対策や事業を確実に実行していく必要があること、また漁業者が信頼し安心してしっかり取組む必要があることから、そのための財源措置（基金化の検討など含む）を講じること。